

昭和45年12月10日

## 広報つきがた

**お知らせ  
ページ**
**総務課**
**年末年始の休  
みについて**

年末年始には役場の勤務を次のように休ませて戴きます。

○十二月二十八日 御用仕舞

○十二月二十九日 (午前中のみ)

○十二月三十日 年末の休み

印鑑証明、戸籍、住民票の謄抄本、死亡届等の窓口事務は日直者で取扱います。

○一月一日～一月三日  
年始の休み

年未年始には役場の勤務を次のように休ませて戴きます。

年始の休み

年未年始の中にも

事務を取り扱えます

村民の便宜を図るため、役場では年休時間中にも当番三名を置き、次の事務を取り扱えますから御利用下さい。

記 1. 印鑑証明  
2. 戸籍住民票の謄抄本  
3. 身障者の運賃割引証  
4. 生保者の受診券  
5. 国保被保険者の証の再発行  
6. 死亡届書の処理  
7. 村税等の収納  
8. バイク鑑札の交付

尚、年休み当番職員は午後一時より午後二時まで休憩をとらして戴きます。

**出納室**
**より 年末の支払  
について**

とおりです。何分の御協力下さい。

記 内年もあと数日となりました。例年どおり、年

末の支払についてつぎのとおりです。

一、村で購入した請求書は12月15日まで関係課に提出して下さい。

二、支払は、12月25日から28日午前中まで支払ます。

**税務係**
**より**
**譲渡所得  
の改正**

普通一般の田畠を譲渡し得から百万元

控除されます

が、今回の改

正により、農業振興地域整備計画

の農用地区域の特例

が設けられました。

※改正点

農業振興地域整備計画によって農用地区域として定められた地域内の農地等を、市町村長の勧告にかかる協議や、都道府県知事の調停、農業委員会のあっせんにより

譲渡した場合には、その譲渡所得

が認められました。

記 1. 印鑑証明  
2. 戸籍住民票の謄抄本  
3. 身障者の運賃割引証  
4. 生保者の受診券  
5. 国保被保険者の証の再発行  
6. 死亡届書の処理  
7. 村税等の収納  
8. バイク鑑札の交付

尚、年休み当番職員は午後一時より午後二時まで休憩をとらして戴きます。

記 納税証明書を請求されるときは

毎年のことですが、年末近くに

なると、納税証明書を請求される方が多くなります。一度に多く請求されるときは、一度に多く請求されるときは、すぐに交付を受けることができない場合があります。

納税証明書の必要が予定される方では、なるべく早く請求されるようお願いします。

うお願いします。

十月二十六日に行いました寄生虫検査の結果は次の通りでした。

尚、寄生虫のいなかつた人は特に通知を差上げませんので御了承下さい。

記 1. 対象者数 三、〇三八名

一、交付手数料

○税務署 収入印紙 (一税目、一年度證明書一枚につき) 〇円)

○月漏村、各種証明書一通につき五拾円をご準備ください。

税務係

より

部落名	検査成績		
	受検数	蛔虫	鉤虫
大別当	140	2	
月漏	360	1	
西萱場	88		
上曲通	99		1
下曲通	30		
東長嶋	72		
木滑	72	1	1
木鈎	48		
鈎寄新	24	2	
合	933	3	4
		2	1

3. 保有率

虫卵保有率は年々減少しており

ますが、受検率が大変よくなく未

受検者の中にても相当数の虫卵保有

者がいると思われます。今後とも

結果は次の通りです。

本年七月三十日、三十一日と二

日間に亘り実施しました婦人検診

の結果は次の通りです。

一、受診者数 一二九名

二、異常なし 八五名

**結果のお知らせ**
**婦人検診**
**結果のお知らせ**
**婦人検診**
**結果のお知らせ**
**婦人検診**
**結果のお知らせ**
**婦人検診**
**結果のお知らせ**
**定期外レントゲン検診の結果のお知らせ**
**おめでた**
**おくやみ**
**おめでた**

教育委員会より

今年は特に癌の人はいませんで

したが、なりやすい状態の人もい

一度に多く請求されるときは、

ますから、年に一回の受診をおす

めいたします。

昭和46年度の成人式を来春1月15日より昭和26年4月1日までに

対象となる方は、昭和25年4月

生まれた人です。現住所や出席の

有無などについて年末までに調査

をしますので、本人および家庭の

方の御協力をお願いいたします。